

## 大分県診療所等における賃上げに対する支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇改善を行い、地域医療提供体制の確保を図るため、「大分県診療所等における賃上げに対する支援事業実施要領」（令和8年3月30日伺定。以下「実施要領」という。）及び令和8年2月26日医政発0226第11号・医薬発0226第2号 厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」の別紙「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」に基づき、賃上げに必要な経費として補助金を予算の定めるところにより交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助額)

第2条 補助額は、施設区分ごとに、それぞれ以下の表に示すとおりとする。

施設区分	補助額
有床診療所（3床以上）	72千円／床
有床診療所（2床以下）・無床診療所	150千円／施設
訪問看護ステーション	228千円／施設
保険薬局（5店舗以下）	145千円／店舗
保険薬局（6店舗以上19店舗以下）	105千円／店舗
保険薬局（20店舗以上）	70千円／店舗

※有床診療所の病床数は、医療法（昭和23年法律第205号）第27条の使用許可を受けた令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、令和7年度大分県医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）により同年8月2日以降に削減した病床数があれば、当該病床数を除くこと。

※保険薬局の店舗数は、所属する同一グループ内の保険薬局の数（厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）」又は「特掲診療料の施設基準に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数）とする。

(補助金の交付申請及び交付請求)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、施設区分ごとに次の各号に定める大分県診療所等における賃上げに対する支援事業費補助金交付申請書兼補助金交付請求書にその他知事が必要と定める書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 有床診療所・無床診療所・訪問看護ステーション 第1号様式の1

(2) 薬局 第1号様式の2

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第1項第2号、第3号及び第2項第1号から第6号までに掲げる事項とする。

3 補助金の交付請求は、第1項の第1号様式により、交付申請と併せて行うものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間は整備保管すること。
- (5) 補助事業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、大分県診療所等における賃上げに対する支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、概算払の方法により交付する。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、大分県診療所等における賃上げに対する支援事業費補助金事業実績報告書（第3号様式）によるものとし、令和8年8月1日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（その他）

第10条 特別の事情により第2条の規定によることができない場合には、別途知事が定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年度2月補正予算に係る大分県診療所等における賃上げに対する支援事業費補助金から適用する。